

## 東総地区広域市町村圏事務組合公告第11号

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

令和4年6月8日

東総地区広域市町村圏事務組合  
管理者 米本 弥一郎

### 1 入札に付する事項

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 件名      | 3 t 塵芥車製造請負  |
| (2) 数量      | 1 台  |
| (3) 納入場所    | 千葉県旭市ニの5938番地1 旭中継施設                                   |
| (4) 調達案件の内容 | 別紙仕様書のとおり  |
| (5) 納入期限    | 令和5年3月31日まで  |
| (6) 予定価格    | 事後公表   |
| (7) 最低制限価格  | 無  |
| (8) 支払条件    | 一括払い   |
| (9) 入札保証金   | 免除   |
| (10) 契約保証金  | 契約金額の100分の10以上（東総地区広域市町村圏事務組合財務規則第134条第3項各号に掲げるときを除く。） |
- (11) 契約書の作成 必要

### 2 参加資格

下記のすべてを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）いずれかの令和4・5年度入札参加資格者名簿に登録（登録部門：物品、希望業種：大分類：車両、中分類：特種用途自動車又は特殊車）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱、匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則）に基づく指名除外措置を、当該入札の公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - 又は当該入札の入札日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 公告日現在において、千葉県内又は隣接都県に本店又は契約委任をした支店若しくは営業所があること。
  - (4) 公告日から過去2年間に、地方公共団体が発注する同等程度の製造請負業務を2回以上元請けとして完了した実績を有すること。
  - (5) 千葉県内又は隣接都県に自社工場又は協力会社を有する体制が整備されていること。
  - (6) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあつては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）

### 3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にのみ、組合中継施設課において印刷物を配付するものとする。  
印刷物の貸出を申請する場合は、中継施設課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。
- (2) 貸出期間 公告日から令和4年6月16日（木）正午まで  
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課  
千葉県旭市高生1番地（旭市役所海上庁舎2階）  
電話番号0479-85-8043

#### 4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から令和4年6月16日（木）正午まで
- (2) 質問書提出方法  
質問は、書面（様式任意）によるものとし、中継施設課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課  
電話番号 0479-85-8043  
ファックス 0479-85-8045  
電子メールアドレス toukou-tyukei@tksj.jp
- (4) 質問に対する回答は、令和4年6月17日（金）午後5時までに、組合ホームページの入札情報関係に掲載する。（URL:<http://www.tksj.jp/>）

#### 5 入札書（第1号様式）の提出

- (1) 入札方法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 令和4年6月21日（火）午後5時必着
- (3) 入札書郵送先 〒289-2604  
千葉県旭市高生1番地（旭市役所海上庁舎2階）  
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課  
電話0479-85-8040
- (4) 別送する書類 使用印鑑届兼委任状  
※入札書と使用印鑑届兼委任状は必ず別送し、  
両書類とも入札書郵送到着期限までに必着とする。

#### 6 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年6月27日（月）午前10時00分から
- (2) 場所 東総地区広域市町村圏事務組合 会議室  
（千葉県旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階）
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が指定する委任状を提出すること。また、開札日の前日までに総務課（電話番号0479-85-8040）へ開札の立会いをする旨の連絡をすること。委任状の様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領を参照すること。

## 7 落札候補者となった場合に提出する書類

(1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和4年6月28日（火）午後5時まで

イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課  
千葉県旭市高生1番地（旭市役所海上庁舎2階）

ウ 提出方法 直接持参

(2) 提出書類

ア 入札参加資格審査申請書（第5号様式）

イ 公告日から過去2年間に地方公共団体等が発注する同程度の製造請負業務を2回以上元請けとして完了した実績を証明できるもの

ウ 関係市の契約担当課に提出した使用印鑑届兼委任状の写し

エ 関係市内に本支店または営業所がある場合は、市税の完納証明書（提出以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し）

オ 車両の修理、保守等について、千葉県内又は近隣都県に自社工場又は協力会社がある旨を証明できる書類

## 8 その他

(1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款並びに仕様書を参照すること。